

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成 26 年条例第 32 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則の用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び条例の定めるところによる。

（利用者負担額）

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定による利用者負担額は、次のとおりとする。

- (1) 法第 19 条第 1 項第 1 号の認定を受けた支給認定子ども（以下「1 号認定子ども」という。）の利用者負担額は、（別表第 1）1 号認定料金表のとおりとする。
- (2) 法第 19 条第 1 項第 2 号の認定を受けた支給認定子ども（以下「2 号認定子ども」という。）及び同項第 3 号の認定を受けた支給認定子ども（以下「3 号認定子ども」という。）の利用者負担額は、（別表第 2）2・3 号認定料金表のとおりとする。

2 月途中の入退園（所）に係る利用者負担額は、前項の規定による利用者負担額において特定教育・保育施設等で教育・保育を受けた子どもの区分に応じ、当該各号に定める計算式により得られた額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 教育を受けた子ども及び保育を受けた子ども（常態的に土曜日を閉園（所）する特定教育・保育施設等で保育を受けた子どもに限る。）

ア 月途中入園（所） 当月利用者負担額×月途中入園（所）日からの開園（所）日数（20 日を超える場合は、20 日）÷20 日

イ 月途中退園（所） 当月利用者負担額×月途中退園（所）日の前日までの開園

(所) 日数 (20日を超える場合は、20日) ÷20日

(2) 保育を受けた子ども (前号に掲げる子どもを除く。)

ア 月途中入園 (所) 当月利用者負担額 (日額の区分による延長保育料を除く。) ×月途中入園 (所) 日からの開園 (所) 日数 (25日を超える場合は、25日) ÷25日

イ 月途中退園 (所) 当月利用者負担額 (日額の区分による延長保育料を除く。) ×月途中退園 (所) 日の前日までの開園 (所) 日数 (25日を超える場合は、25日) ÷25日

(利用者負担額の減免)

第4条 条例第6条の規定により次の各号の一に該当するときは、第3条に定める利用者負担額を減額又は免除 (以下「減免」という。) することができる。

(1) 1号認定子ども、2号認定子ども及び3号認定子ども (以下「認定を受けた子ども」という。) が病気等の理由により引き続きその月の15日以上教育・保育を受けなかったとき。

(2) 認定を受けた子ども又はその家族が伝染病にかかったとき。

(3) 認定を受けた子ども死亡したとき。

(4) 支給認定保護者等が次のいずれかに該当するとき。

ア 支給認定保護者等が死亡したとき。

イ 利用者負担額の納付の資力がないと認めるとき。

ウ 失業又は不慮の災害等により納付が困難であると認めるとき。

2 前項第1号から第3号の規定による減免後の利用者負担額は、次の各号に定める計算式により得られた額 (その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とする。

(1) 教育を受けた子ども又は保育を受けた子ども (常態的に土曜日を閉園 (所) する特定教育・保育施設等で保育を受けた子どもに限る。)

ア 当月利用者負担額 ×前項の規定により減免が認められた日数 (20日を超える場合は、20日) ÷20日

(2) 保育を受けた子ども (前号に掲げる子どもを除く。)

ア 当月利用者負担額 (日額の区分による延長保育料を除く。) ×前項の規定によ

り減免が認められた日数（25日を超える場合は、25日）÷25日

3 同条第1項第4号の規定による減免後の利用者負担額は、市長が別に定める。

（減免の申請及び決定）

第6条 前条の規定により利用者負担額の減免を受けようとする者は、利用者負担額減免申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長が利用者負担額の減免を決定したときは、支給認定保護者等及び施設長等に対し、利用者負担額減免決定通知書(様式第2号)を交付する。

（利用者負担額の還付）

第7条 利用者負担額の還付を受けようとする支給認定保護者等は、利用者負担額還付請求書(様式第3号)を提出し、還付を受けるものとする。この場合において、特定教育・保育施設のうち、保育所から保育の提供を受けている支給認定保護者等については市長に、それ以外の特定教育・保育施設等から教育又は保育の提供を受けている支給認定保護者は、当該設置者に提出するものとする。

2 前項の規定により、特定教育・保育施設等が還付した利用者負担額は、市に対する施設型給付の翌月の請求において清算する。

（利用者負担額の納付）

第8条 支給認定保護者等は、当月利用者負担額を当月末までに納付しなければならない。ただし、当月の21日以降に入園（所）したときは、入園（所）した日の翌日から起算して10日目をもって納付の期限とする。

（督促及び滞納処分）

第9条 支給認定保護者等が特定教育・保育施設のうち保育所の利用者負担額（以下、「保育所保育料」という。）を指定した期日までに納入しないときは、市長は、期限を指定して督促を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による督促を受けたものがその指定の期限までに保育所保育料を納入しないときは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第10項の規定に基づき、市税の滞納処分の例により処分することができる。ただし、市長において特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

（保育料徴収員）

第10条 前条の規定により保育所保育料の滞納処分を行うときは、交野市税条例施行

規則（昭和46年規則第11号）第2条第1項に規定を準用するものとする。この場合において、「徴収吏員証」を「保育所保育料徴収員証」と、「市税」を「保育所保育料」と読み替えるものとする。

- 2 保育所保育料徴収員証は、保育所保育料を徴収する職員が滞納処分を行う場合において、常にこれを携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行日）

- 1 この規則は、法の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年3月31日までに保育所に在籍している児童の平成27年4月から8月の利用者負担額については、この規則に定める別表第2の前年度の市民税により算出された保育料にかかわらず、この規則の改正前の保育料の徴収に関する規則別表保育料徴収金基準額表により算出される前年度の保育料と同階層により当該年度の年齢区分に基づき算定するものとする。

(別表第1)

1号認定料金表(3・4・5歳)

(単位:円)

階層	階層区分	利用者負担額		
		第1子	第2子	第3子
1	生活保護世帯	0	0	0
2	市民税所得割額非課税世帯	0	0	0
3	市民税所得割課税額が77,100円以下	10,400	5,200	0
4	市民税所得割課税額が211,200円以下	15,600	7,400	0
5	市民税所得割課税額が211,201円以上	20,000	10,000	0

【備考】

1. 基準額表における「所得割額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292号第1項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号、第2項、同法第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。
なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額とする。
2. 4月～8月は、「前年度分」の市民税により判定し、9月以降は「当年度分」の市民税により判定する。
3. 幼稚園年少から小学校3年(3～8歳)の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とする。
4. 基準額表の第2階層の世帯で次に掲げる母子世帯、父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯は料金を0円とし、第3階層の世帯は第1子の金額から1000円差し引いた額とする。
 - (1) 「母子世帯・父子世帯」とは、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する「配偶者のない者で現に児童を扶養している者」の世帯をいう。
 - (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」とは次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(別表第2)

2・3号認定保育標準時間料金表

(単位：円)

階層	階層区分	利用者負担額		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	生活保護世帯	0	0	0
2	市民税均等割額非課税世帯	2,000	1,500	1,500
3	市民税所得割額非課税世帯	9,000	6,800	6,800
4	市民税所得割課税額が10,000円未満	9,700	8,900	8,900
5	市民税所得割課税額が48,600円未満	11,000	9,700	9,700
6	市民税所得割課税額が59,800円未満	13,400	12,100	12,100
7	市民税所得割課税額が79,000円未満	15,000	14,000	14,000
8	市民税所得割課税額が92,200円未満	16,000	14,500	14,500
9	市民税所得割課税額が97,000円未満	18,900	16,000	16,000
10	市民税所得割課税額が108,000円未満	19,800	16,800	16,800
11	市民税所得割課税額が128,400円未満	24,600	20,400	20,000
12	市民税所得割課税額が148,800円未満	30,300	22,400	20,600
13	市民税所得割課税額が169,000円未満	34,000	24,100	22,600
14	市民税所得割課税額が208,500円未満	41,200	27,000	24,000
15	市民税所得割課税額が246,100円未満	49,300	28,600	25,100
16	市民税所得割課税額が273,100円未満	51,000	29,800	26,000
17	市民税所得割課税額が301,000円未満	52,700	31,000	27,000
18	市民税所得割課税額が347,200円未満	54,000	32,000	28,000
19	市民税所得割課税額が397,000円未満	56,200	33,600	29,000
20	市民税所得割課税額が397,000円以上	58,000	34,800	30,000

2・3号認定保育短時間料金表

(単位：円)

階層	階層区分	利用者負担額		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	生活保護世帯	0	0	0
2	市民税均等割額非課税世帯	2,000	1,500	1,500
3	市民税所得割額非課税世帯	8,800	6,600	6,600
4	市民税所得割課税額が10,000円未満	9,500	8,700	8,700
5	市民税所得割課税額が48,600円未満	10,800	9,500	9,500
6	市民税所得割課税額が59,800円未満	13,100	11,800	11,800
7	市民税所得割課税額が79,000円未満	14,700	13,700	13,700
8	市民税所得割課税額が92,200円未満	15,700	14,200	14,200
9	市民税所得割課税額が97,000円未満	18,500	15,700	15,700
10	市民税所得割課税額が108,000円未満	19,400	16,500	16,500
11	市民税所得割課税額が128,400円未満	24,100	20,000	19,600
12	市民税所得割課税額が148,800円未満	29,700	22,000	20,200
13	市民税所得割課税額が169,000円未満	33,400	23,600	22,200
14	市民税所得割課税額が208,500円未満	40,400	26,500	23,500
15	市民税所得割課税額が246,100円未満	48,400	28,100	24,600
16	市民税所得割課税額が273,100円未満	50,100	29,200	25,500
17	市民税所得割課税額が301,000円未満	51,800	30,400	26,500
18	市民税所得割課税額が347,200円未満	53,000	31,400	27,500
19	市民税所得割課税額が397,000円未満	55,200	33,000	28,500
20	市民税所得割課税額が397,000円以上	57,000	34,200	29,400

【備考】

1. 基準額表における「均等割額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292号第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号、第2項、同法第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする)

る。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2. 4月～8月は、「前年度分」の市民税により判定し、9月以降は「当年度分」の市民税により判定する。
3. 第2階層で母子世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた場合は、0円とする。
4. 第2階層から第20階層までの世帯であつて、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合で、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所しているときには、第2欄により計算した額とする

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している就学前児童のうち、最も年齢が高い児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	料金表に定める額
イ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している就学前児童のうち、ア以外の児童で最も年齢が高い児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	料金表×0.5
ウ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している上記以外の就学前児童	0円

100円未満の端数は切り捨てる。